

京都市告示第503号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター第4条ただし書きの規定に基づき、次のとおり京都市子ども保健医療相談・事故防止センターを臨時に休所します。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

臨時休所する日 平成25年4月13日(土)

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)